

第20号様式別表2記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、法第321条の8第5項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においては法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」	当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
2 「控除対象個別帰属調整額②」	①の欄に記載した金額に、最初連結事業年度（2以上ある場合には、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。）の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の23.2。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の30。最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は、100分の25.5。最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は、100分の23.9。最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は、100分の23.4。 (2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23。 (3) 租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23。	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	④の欄の金額と第20号様式別表1の③の欄の金額のうちいずれか低い金額を記載します。この場合において、第20号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第20号様式別表1の③の欄の金額は、第20号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したものと計算します。	